（防災・地理空間情報企画センターに置く課）

第五十九条　防災・地理空間情報企画センターに、次の二課を置く。

防災企画調整課

地理空間情報企画課

（防災企画調整課の所掌事務）

第六十条　防災企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国土地理院の所掌事務に関する防災に係る事項のうち、情報通信システム及び緊急災害対策派遣隊に関する企画及び立案並びに総括に関すること。

二　技術に関する事項のうち、地理空間情報及び測量に関する渉外に関する事項（企画部及び地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）の総括に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、防災・地理空間情報企画センターの所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（地理空間情報企画課の所掌事務）

第六十一条　地理空間情報企画課は、地理空間情報及び地理情報システムの整備及び利用に関する事項の企画及び立案並びに総括に関する事務をつかさどる。

（測地観測センターの所掌事務）

第六十二条　測地観測センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

（削る）

五～八　（略）

九　第二号及び第三号並びに第五号から第八号までに掲げる事務に関する調査及び研究を行うこと（地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）。

十　（略）

十一　地震調査研究推進本部の庶務（地震調査委員会に係るものに限る。）及び火山調査研究推進本部の庶務（火山調査委員会に係るものに限る。）の処理を行うこと。

（地震調査官）

第六十三条　（略）

2　（略）

（火山調査官）

第六十四条　測地観測センターに、火山調査官一人を置く。

2　火山調査官は、火山に関する特定事項の企画及び立案に参画し、関係事務を整理する。

（火山情報活用推進官）

第六十五条　測地観測センターに、火山情報活用推進官一人を置く。

2　火山情報活用推進官は、命を受けて、火山における地殻活動に係る情報の活用の推進に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（地殻変動即時解析推進官）

第六十六条　（略）

2　（略）

（新設）

（新設）

（測地観測センターの所掌事務）

第五十八条　測地観測センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

五　（略）

六～九　（略）

十　第二号及び第三号並びに第六号から第九号までに掲げる事務に関する調査及び研究を行うこと（地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）。

十一　（略）

（新設）

（地震調査官）

第五十九条　（略）

2　（略）

（新設）

（火山情報活用推進官）

第五十九条の二　測地観測センターに、火山情報活用推進官一人を置く。

2　火山情報活用推進官は、命を受けて、火山に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（地殻変動即時解析推進官）

第五十九条の三　（略）

2　（略）